

平成 23 年(ワ)第 1291 号, 平成 24 年(ワ)第 441 号, 平成 25 年(ワ)第 516 号, 平成
26 年(ワ)第 328 号, 平成 31 年(ワ)第 93 号伊方原発運転差止請求事件

原 告 須 藤 昭 男 外 1 4 1 8 名

被 告 四 国 電 力 株 式 会 社

準備書面(93)

経験式のばらつきの考慮についての再反論

2021年9月日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫
弁護士	東		俊	一
弁護士	高	田	義	之
弁護士	今	川	正	章
弁護士	中	川	創	太
弁護士	中	尾	英	二
弁護士	谷	脇	和	仁
弁護士	山	口	剛	史
弁護士	定	者	吉	人
弁護士	足	立	修	一
弁護士	端	野		真
弁護士	橋	本	貴	司
弁護士	山	本	尚	吾
弁護士	高	丸	雄	介
弁護士	南		拓	人
弁護士	東			翔

訴訟復代理人

弁護士	内	山	成	樹
弁護士	只	野		靖
弁護士	中	野	宏	典

目次

第1	はじめに	2
第2	地震ガイド	2
1	規制の要求するところではないとする被告の主張の誤り	2
2	「適用される」	3
3	解釈別記2と地震ガイドの対応関係	3
第3	レシピ	3
第4	Sの不確かさの考慮で足るとする被告の主張の誤り	4
第5	Saだけが大きくなってしまおうとする被告の主張の誤り	4
第6	「その際」の解釈	4
第7	複数の経験式	4
第8	結論	5

第1 はじめに

2021年4月8日付原告ら準備書面(85)に対し、令和3年7月1日付被告準備書面(20)が提出された。

本準備書面は、被告準備書面(20)に対し、再度反論するものである。

第2 地震ガイド

1 規制の要求するところではないとする被告の主張の誤り

(1)被告は、行政手続法上の審査基準は原子炉等規制法43条の6第1項各号の規定のほか同規定に関連する設置許可基準規則及び同規則の解釈だけであり、地震ガイドは行政手続法上の審査基準ではないから、地震ガイドに従う必要はない旨主張している。しかし、被告は、不確かさについては地震ガイドに依拠した主張をしている(被告準備書面(20)・13頁)上、行政手続法上の審査基準ではない強振動予測手法(レシピ)に基づいた主張を延々としており(同4頁～)、被告の主張は余りにも恣意的であり、これだけを見ても、被告の主張が詭弁でしかないことは明白である。

(2)伊方最判平成4年10月29日は、「調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子力施設が右の具体的審

査基準に適合するとした原子力委員会もしくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤欠落があり，被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には，被告行政庁の判断に不合理な点があるものとして，右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである」と判示しているが，地震ガイドが最判のいう「具体的審査基準」であることに疑問の余地はなく，地震ガイドが「具体的審査基準」でないかのような被告の主張は明らかに失当である。因みに，この最判の原審である高松高判昭和59年12月14日は，「具体的基準を下位の法令及び行政庁の内規等で定めることを是認している」と判示している。

2 「適用される」

被告は，地震ガイドは手引きに過ぎず，原子力規制委員会がその記載内容に拘束されるものではないと主張しているが，地震ガイドは，「本ガイドは，発電用軽水型原子炉施設に適用される」（乙E7・1頁）ものとして原子力規制委員会が定めたものであるから，同委員会がその記載内容に拘束されない筈がない。

3 解釈別記2と地震ガイドの対応関係

(1) 解釈別記2の5二④iiは，「断層モデルを用いた手法に基づく地震動評価」は「検討用地震ごとに，適切な手法を用いて震源特性パラメータを設定し，地震動評価を行うこと」（乙E6・128頁）と規定しているところ，地震ガイド3，2，3は，「震源特性パラメータの設定」を適切に行う手法として，(1)～(5)を規定し(乙E7・3～4頁)，その中の(2)で本件ばらつきの考慮を必要としているのである。

(2) これに対し，解釈別記2の5の二⑤は，不確かさの考慮を求め(乙E6・128)，地震ガイド3，3，3は，その「不確かさの考慮」の手法として(1)及び(2)の手法を規定している(乙E7・6～7頁)のである。

(3) 従って，地震ガイドが求める経験式のばらつきの考慮は，地震ガイドが求める不確かさの考慮とは明らかに異なるものであって，不確かさの考慮さえしておればばらつきの考慮はしなくて良いとの被告の主張の誤りは明白である。

第3 レシピ

被告が依拠する強振動予測手法(レシピ)も、「ここに示すのは、最新の知見に基づき最もあり得る地震と強震動を評価するための方法論であるが、断層とそこで将来生じる地震及びそれによってもたらされる強震動に関して得られた知見は未だ十分とはいえないことから、特に現象のばらつきや不確定性の考慮が必要な場合には、その点に十分留意して計算手法と計算結果を吟味・判断した上で震源断層を設定することが望ましい」(乙D73・1頁)と記載して、ばらつきの考慮の必要性を認めている。ばらつきの考慮不要とする被告の主張はレシピにも反したものである。

第4 Sの不確かさの考慮で足るといふ被告の主張の誤り

被告は、「標準偏差分を M_0 に上乘せする方法も一応考えられなくもない」としながら、「通常、そのような方法はとられない」と意味不明な理由により、Sの不確かさの考慮で足ると主張している。

しかし、地震規模(M_0)は、剛性率(μ)、平均すべり量(D)、断層面積(S)の積である($M_0 = \mu D S$)から、断層面積だけの考慮で地震規模のばらつきも考慮できるとする被告の主張の誤りは明白である。

保守的評価のためには、「一応考えられ」る標準偏差分の M_0 の上乘せも、当然行われるべきである。

第5 S_a だけが大きくなってしまふという被告の主張の誤り

被告は、断層面積Sを変えずに地震モーメント M_0 だけ変えると、アスペリティ面積 S_a だけが大きくなってしまふと主張している。何故この場面ではSを変えないのかという疑問を禁じ得ないが、それを措くとしても、アスペリティ面積比が大きくなりすぎることはレシピ自体が認識している問題であって、レシピ自体、アスペリティ面積比を22%とする対処方法を設けており(乙D73・12頁)、被告の主張は的外れである。

第6 「その際」の解釈

被告は、ばらつき条項の第2文冒頭の「その際」とは、第1文が規定する「適用範囲の検討」の際という意味であると主張しているが、文理上も「経験式を用いて地震規模を設定する」際と読むのがごく普通の文理解釈である上、被告の解釈によれば、わざわざ第2文を加えた意味がなくなってしまう、明らかに不合理である。

第7 複数の経験式

被告は、Dの想定を大きくした複数の経験式を用いていると主張しているが、上述したように、Dだけで地震規模が規定されるものではないし、複数の経験式自体の問題点もあるのであって、複数の経験式を用いたから、地震ガイドの定めるばらつきの考慮が出来ているなどといえないことは明白である。

第8 結論

よって、被告の主張に全く理由のないことは明白である。